であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和３年10月１日から令和５年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑥　１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照。）。

⑦　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる以下の㋐の要件を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は、平成21年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる暖冷房衛生設備工事で、以下の㋑の要件を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成21年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者としての建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が以下の㋐の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できるものとし、その他の構成員の場合は以下の㋑の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる場合に限る（入札説明書参照。）。

㋐　中央熱源方式により空調用の冷水、空調用の温水を同時に供給できる空気調和設備の新設、増設又は更新した工事で次の内容を含むもの
・熱源機器の設置

㋑　中央熱源方式による空気調和設備の新設、増設又は更新した工事で次の内容を含むもの
・熱源機器の設置

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％以上３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

6⑴①の認定（6⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6⑴①の認定を受けていない構成員が6⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、6⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに6⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「新たな国立公文書館・憲政記念館新築（Ｒ６）機械設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案等に対する意見を招請します。

令和６年８月７日

法務省大臣官房会計課長　村松　秀樹

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第 188 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　供託システムの運用・保守業務の請負　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和６年８月27日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　大石　　努　電話03―3580―4128

3　仕様書案等の交付

⑴　交付期間　令和６年８月７日から令和６年８月27日まで

⑵　交付場所　電子調達システムにて交付する。

4　仕様書案等の説明会　実施しない。

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : System employment and Maintenance support service for the deposit system, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　27 August, 2024

⑷　Contact point for the notice : OISHI Tsutomu, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128